

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2023

課題番号：17K03433

研究課題名（和文）保安処分の対象者別効果測定と総合的再犯予防策の具体化に関する研究

研究課題名（英文）Research to measure the effectiveness of subject-specific security measures and to develop comprehensive measures to prevent recidivism

研究代表者

井上 宜裕（INOUE, TAKAHIRO）

九州大学・法学研究院・教授

研究者番号：70365005

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：再犯予防策を具体化するためには、複雑化した保安処分相互の関係、及び、各保安処分の刑事司法における位置づけの解明が不可欠であるが、事後的保安監置のように、純然たる保安処分とみられていた類型に少なからず刑罰的側面が存在すること、他方で、保護観察のように、刑罰執行と密接不可分と考えられる類型に保安処分的側面が存在することが明らかになった。総合的な再犯予防策として、刑罰と保安処分の複合的性質を有する措置も措定されうるが、二重処罰の禁止、危険性の測定等、それぞれの措置に伴う縛りにも注意を払う必要がある。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、各保安処分の刑罰的側面、及び、刑罰の保安処分的側面が明らかとなった。これは、これまで見られたような「保安処分導入の是非」といった抽象的な議論の段階を超えて、具体的な対象者を念頭に置きながら、それぞれの措置について投入すべき具体的局面を措定すること、刑罰が保安処分かの単なる択一的整理にとどまらず、各措置のより精確な法律上の位置づけを示すことを可能にする。その学術的・社会的意義は、大きいといえる。

研究成果の概要（英文）： In order to develop concrete measures to prevent recidivism, it is essential to clarify the complicated relationship among security measures and the position of each security measure in criminal justice. On the other hand, it has become clear that there are aspects of security measures that are considered to be closely inseparable from the execution of the sentence, such as probation. As a comprehensive measure to prevent recidivism, measures that have a combined nature of punishment and security measures may be taken, but attention must be paid to the restrictions that accompany each measure, such as the prohibition of double punishment and the measurement of risk.

研究分野：刑法

キーワード：保安処分 再犯予防

様式 C-19、F-19-1 (共通)

1. 研究開始当初の背景

日本における保安処分をめぐる議論状況は、刑法全面改正の動きが頓挫して以来、きわめて低調である。これは、日本が、建前上、刑罰一元主義を採用していることにも起因している。日本でも、精神保健福祉法上の措置入院や医療観察法上の指定入院といった自由剥奪型の処分から保護観察のような自由制限型の処分まで、保安的色彩の強い処分は多く存在しているが、これらを統合するような保安処分論は未だ十分に展開されているとはいえず、保安処分をめぐる日本の理論的脆弱性は否定できない。

他方で、ヨーロッパ諸国では、早くから保安処分が導入され、その内の多くは、刑罰・保安処分二元主義を採用し、両者を使い分けてきた。近時では、さらに再犯予防を強化するために、保安処分の多様化(「保安監置」、「移動型電子監視」、「治療命令」、「社会内司法監督」等)が進められ、刑罰・保安処分二元主義も、刑罰か保安処分のいずれかを科す「択一的二元主義」から、刑罰と保安処分を併科する「重疊的二元主義」に変容しつつある(基盤研究(C)「保安処分論の総合的検討—保安処分の多様化と被害者保護—」。その成果の一部として、『非拘禁的措置と社会内処遇の課題と展望』(刑事立法研究会編)(2012年・現代人文社)155-176、350-364頁、「フランスにおける電子監視をめぐる近時の動向」清和研究論集19号(2013年3月)1-11頁、「フランスにおける社会的反作用をめぐる近時の動向」刑法雑誌53巻1号(2013年10月)23-33頁等)。

今や、再犯予防は世界各国に共通する喫緊の課題である。日本においても、再犯予防が叫ばれて久しいが、ここに至って、保安処分による再犯予防を本格的に議論する必要性が生じているように思われる。各国で議論され実際に導入されているさまざまな保安処分について、その導入可能性も視野に入れた形で、触法精神障害者に対する措置にとどまらない、新たな保安処分論が展開されるべき時期に来ているといえる(基盤研究(C)「再犯予防における保安処分論の意義に関する研究—総合的再犯予防策の構築に向けて—」)。

上記2研究を通じて、保安処分による再犯予防の可能性を追究してきたが、その過程で、総合的再犯予防策を具体化するためには、保安処分の対象者の分析が必要不可欠であると思いついた。即ち、保安処分の有効性は、対象者類型によって左右される以上、どのような保安処分をどのように投入すべきかは、対象者ごとの効果測定を前提としなければならない。

2. 研究の目的

・多様化した各保安処分の相互関係、及び、刑罰等、他の刑事上の措置との関係の明確化

基盤研究(C)「保安処分論の総合的検討—保安処分の多様化と被害者保護—」において、フランス及びドイツを中心に、ヨーロッパ諸国における保安処分の多様化に関する研究に取り組んだが、多様化された保安処分の運用状況及び理論的整理について継続して検討を加える。他方で、保安的措置と考えられていた保護観察を独自の刑罰として科す制度(刑事強制)の導入等もあり、刑罰と保安処分の関係についても改めて精査しなければならない。

以上の検討によって、各保安処分の法的性質及び他の措置との関係の明確化を図る。

・各保安処分の対象者類型の分析、及び、対象者類型ごとの効果測定

公益財団法人稲盛財団研究助成「年齢が刑事責任に及ぼす影響—少年犯罪及び高齢者犯罪の合理的解決に向けて—」において、年齢は直接的に責任能力(弁識能力)に影響を及ぼすと考える必然性はなく、むしろ、要保護性の視点から再構成すべきであるとの結論をえた。この要保護性の発想は、年齢との関係においてのみ妥当するものではなく、精神障害者、身体障害者等、他の対象者類型にも拡大することが可能である。この視点は、予防効を追求する保安処分に対する抑制原理として機能しうる。

この要保護性の視点の下、各保安処分の対象者類型ごとの効果測定を実施する。

・総合的再犯予防策の具体化

以上の考察を踏まえた上で、基盤研究(C)「再犯予防における保安処分論の意義に関する研究—総合的再犯予防策の構築に向けて—」で着手した総合的再犯予防策の構築につき、各保安処分の刑事司法全体における位置づけを明示した形で、より具体的な提案を行う。

3. 研究の方法

本研究の第一義的な目的は、対象者ごとの効果測定を手がかりに、各保安処分の射程を明確化し、よって、刑事司法全体にわたる総合的再犯予防策を具体化することである。

そのために、本研究では、比較法的手法を用いる。既に保安処分を採用し、理論的蓄積もあるフランス法及びドイツ法との比較を行う。

具体的には、フランス・ドイツの文献調査及び実態調査を通じて、多様化する各保安処分に関する分析、各保安処分の対象者に関する分析、及び、各保安処分の対象者ごとの効果測定を実施する。

以上の検討を踏まえて、日本への保安処分の導入可能性を視野に入れた、より具体的な総合的再犯予防策の構築を試みる。

4. 研究成果

以上の計画に基づいて、研究を遂行してきたが、本研究は、コロナウィルス感染拡大の影響を受けた。3回の研究期間延長を行ったが、フランスの一部を除き、海外の実態調査ができないまま、研究期間を終えることとなった。

以下では、そのような中、明らかにできた点を示す。

○フランスにおける保安処分の現状

フランスでは、近時、性犯罪者全国情報データベースの創設、社会内司法監督の導入等、再犯予防を目的とするさまざまな保安的措置が講じられている。中でも、2008年に導入された、保安監置制度は、その最たるものといえる。これは、当時の大統領 Nicolas SARKOZY が半ば強引に進めた、治安強化策の1つである。

再犯予防策の展望—保安監置の帰趨

(a) 保安監置制度のこれまでの評価

これまで実施された保安監置は、いわゆる例外形態であって、予告判決を経た原則形態のものではない。このような予告判決を経ない保安監置は、どのように評価されるべきであろうか。この点、一部では、保安監置の即時適用を憲法院が無効とする場合を見越した、立法者の巧妙な对症治疗であるとの見方もあるが、上述の通り、これに否定的な見解によれば、これらの手法は、対象者にとって不意打ちであって、憲法院の否定した遡及適用を事実上肯定するもので、脱法的という評価になる。

当初の学説の危惧である、危険性判断の困難さないし危険性概念の曖昧さについて、例外形態での保安監置の契機は保安監視上の義務違反であるが、この義務違反が再び対象犯罪に及ぶ高度の蓋然性を徴表するものかが問われるべきであろう。

他方で、当初、学説によって指摘された、保安監置が頻発される恐れについては、少なくとも、例外形態に限られている現状においては、顕在化していないように思われる。また、身柄拘束の不定期性についても、これまでの監置が比較的短期であることから、未だ具体的問題としては現れていないといえる。

既に複数回にわたって保安監置廃止法案が上院に提出されたこともさることながら、国家機関によって、保安監置の廃止を勧告する意見書の公表が相次いだ事実は看過できないであろう。とりわけ、拘禁施設総監督官の意見書は、現場の視察に基づいた、運用実態にまで踏み込むもので、そのインパクトは大きい。

この点、当時の大統領 François HOLLAND、司法大臣 Christiane TAUBIRA が共に早い段階から保安監置の廃止に言及していたことから、保安監置廃止法案が政府によって提出されるかとも思われたが、結局、現政権の下でも存置されたままである。

現段階の運用状況について、高度医療から継続的なりハビリまで、被拘禁者の医療を広くカバーする、Fresnes 国立保健公施設は、フランスで重要な位置を占めているのは疑うべくもない。これに対して、同施設内の司法的医療保安センターは、現状において、その機能を十分に果たしているとはいえない状況にある。

現状では、保安監視上の義務違反を理由とする保安監置で、その期間も極めて短い。さらに、司法的医療保安センターでのケアが十分になされていない点にも鑑みれば、保安監置は保安監視上の義務を履行させるための担保にすぎず、少なくとも、再犯予防策としては十分に機能していないといわざるをえない。

(b) 保安監置制度の今後

保安監置制度が積極的に活用される日は来るのであろうか。これまでの例外形態での適用をめぐって、仮に保安監置地方裁判所が保安監置決定を下しても、多くは控訴され、破毀院が監置決定を破棄するという事態が生じている。

とはいえ、近い将来、原則形態での保安監置が登場しうる時期を迎えることになる。仮に対象犯罪につき懲役 15 年を言い渡され、併せて、再調査を予告された者は、善時制により収容期間が短縮されれば、15 年を待たずして、刑罰終了後の保安監置に付されうる。

原則形態の保安監置が本格化することで、保安監置の適用件数が飛躍的に増大し、それに伴い、保安センター内のケアに人的・物的コストが割かれ、再犯防止策の 1 つの柱となる可能性もゼロではない。現に、収容者が少ないが故に、グループワークのような手法が取れず、ケアが十分に行われていないという側面も否定できない。

原則形態の保安監置が可能になる時期を迎えて、保安監置の適用件数が増大するか否かは、重罪法院において予告判決が下されているかどうかにかかっている。これに関する統計は存在しないため、推測の域を出ないが、総じて、司法官は保安監置に反対しており、重罪法院の判事も多くは保安監置に反対といわれている。そうであるとすれば、そもそも、原則形態の保安監置の前提となる、予告判決があまり下されていない可能性がある。保安センターの所長は、この点に関し、「予告判決を受けている者も、何人かはいるだろうが、数は分からない。重罪法院の判事は保安監置に反対なので、それほど多くはないはず」と述べていた。

このように、司法官が総じて保安監置に反対の態度を示しており、同センターの所長も含めて、現場においても同制度の積極的活用に懐疑的な見方が強い状況において、多くを期待することは現実的でないであろう。

○フランスにおける保護観察制度改革

保護観察をめぐる問題状況

フランスでは、従来、単純執行猶予（*sursis simple*）の他、保護観察付執行猶予（*sursis avec mise à l'épreuve : SME*）、及び、公益奉仕労働付執行猶予（*sursis assorti de l'obligation d'accomplir un travail d'intérêt général : STIG*）といった制度が存在した。2014年には、刑の個別化及び刑事制裁の有効性の強化に関する2014年8月15日の法律第2014-896号により、保護観察を独立した刑罰として言い渡す、刑事強制（*contrainte pénale : CP*）の制度がこれに付け加わった。

そのような中、刑事強制を廃止するとともに、保護観察の内容を拡充し、一元化しようとする流れが起こった。それが、2018年から2022年の計画及び司法改革に関する2019年3月23日の法律第2019-222号による保護観察制度改革である。そこでは、保護観察付執行猶予（*SME*）、公益奉仕労働付執行猶予（*STIG*）、及び、刑事強制（*CP*）が統合され、新たに、単純保護観察執行猶予（*sursis probatoire simple : SPS*）、及び、強化された保護観察付執行猶予（*sursis probatoire renforcé : SPR*）という2種類の保護観察付執行猶予（*sursis probatoire : SP*）が創設される。なお、同法は、2020年3月24日から施行されている。

保護観察付執行猶予（SP）の実際

(1) 保護観察付執行猶予（SP）への実務的対応

1) 保護観察付執行猶予（SP）の意義

司法当局は、保護観察付執行猶予（SP）の意義について、次のように述べている。即ち、「単純または強化された保護観察付執行猶予刑の枠内で行われる監督の特殊性は、社会復帰・保護観察所（*SPIP*）によって提案され、刑罰適用判事によって認証された間隔で行う、個別面談及び集団的ケアを媒介として、長期にわたって社会復帰・保護観察所による支援を可能にする点である。ケアは、司法の手の下に置かれている者の評価から始まり、この評価は、累犯予防に関して、対象者が呈するリスク及び対象者のニーズを特定するために行われる」。

2) 保護観察付執行猶予（SP）の具体化

(i) 単純保護観察執行猶予（*SPS*）

単純保護観察執行猶予（*SPS*）の対象者について、司法当局が念頭に置いているのは、犯罪性からの脱出に向けた支援として、社会復帰・保護観察局の「古典的な」介入枠組（定期的な個別の監督、集団的ケア、パートナーシップ・ガイドライン）を要する者である。

監督の内容について、司法当局は、①一般及び特別義務の遵守に関する作業、②犯罪の実行に至った問題性に光を当てることを可能にする社会復帰・保護観察官による評価作業、③適合的かつ個別化された、支援及び刑罰執行計画（*plan d'accompagnement et d'exécution de la peine : PACEP*）の確定、及び、④対象者の進歩の評価後に行われる、（軽減または強化された）監督の可能な適正化を挙げている。

また、司法当局によれば、評価プロセスは、継続的かつ定期的でなければならないとされ、再評価によって、当初定められたケアに固定されず、支援戦略の修正、介入の性質の修正が可能になるとされる。

(ii) 強化された保護観察付執行猶予（*SPR*）

強化された保護観察付執行猶予の対象として、司法当局が考えているのは、個別化された、とりわけ持続的な支援が適切と思われる者であり、既に有罪宣告を受け、保護観察措置の恩恵を受けたが、効果がないと判明した者、多様（過度の脆弱性、強い常習性、長期の拘禁からの釈放）で、強く根づいた問題性を呈する者である。

監督の内容・特徴について、司法当局は、①一般及び特別義務の遵守に関する作業、②特に持続的なケア、及び、社会復帰・保護観察局の強化された注力、③内部の学際的委員会による対象者の状況の徹底的な調査、④対象者の抱える問題性の全容を特定し、強化された支援計画を策定するために、社会復帰・保護観察局によって実施される評価の深化、⑤司法上の義務を対象者の進歩に適合させ、必要な場合、保護観察付執行猶予の強化された性質の除去を提案するために、社会復帰・保護観察局の刑罰適用判事に対する定期的な提案を伴う再評価、広義では、社会復帰・保護観察局と刑罰適用判事の強化された対話、⑥集団的措置（討論会等）及びパートナーシップ・ガイドライン（雇用センター、アソシエーション等）に認められた優先性を挙げている。

その上で、司法当局は、対象者の評価の枠内においても、適合的かつ個別化された支援計画実施の枠内においても、学際的かつ進歩的な強化されたケアが保障されなければならないとして、観察、アプローチ及び分析をよりいっそう相互に関連付け、被監督者のニーズ及び潜在能力に適合した監督計画を合議で決定する必要があるとする。

(2) 保護観察付執行猶予（SP）の今後の展望

以上、新たに導入された、保護観察付執行猶予（SP）の内容を概観した。従来の保護観察付執行猶予（*SME*）と公益奉仕労働付執行猶予（*STIG*）を統合し、刑事強制（*CP*）を発展的に解消する、保護観察付執行猶予（SP）は、複雑に入り組んだプロベーション制度を整理、一元化するものであって、一部で制度的欠陥が指摘されているものの、その枠組自体は概ね首肯できるもの

といえる。また、保護観察付執行猶予（SP）において、単純保護観察付執行猶予（SPS）とともに、監督の程度を高めた、強化された保護観察付執行猶予（SPR）を設けた点も、処遇の個別化を図るという目的の下、ありうる選択肢の1つのように思える。

しかしながら、懸念されるのは、保護観察付執行猶予（SP）の運用である。今次の保護観察制度改革の理念がいかにかに妥当性を有していようと、実務においてそれが実現できなければ、画餅に帰すことになる。例えば、強化された保護観察付執行猶予（SPR）の運用は、最も危惧される点の1つである。強化された保護観察付執行猶予（SPR）においては、処遇の個別化を図るため、綿密な調査及び集中的な監視が予定されている。これらは、その多くを刑事強制（CP）から受け継いだものである。上述の通り、刑事強制（CP）が機能不全に陥り、消滅するに至ったのは、制度的複雑さもさることながら、運用コスト、とりわけ、人的資源の不足であった。そうであるとすれば、重点的な予算措置及び人員配置がなされない限り、強化された保護観察付執行猶予（SPR）も刑事強制（CP）と同じ運命を辿る可能性が高い。保護観察措置において主要な役割を果たすのは、社会復帰・保護観察局（SPIP）である。この度の保護観察制度改革は、社会復帰・保護観察局（SPIP）にさらなる負担増を強いるものであり、この改革の成功の鍵は、社会復帰・保護観察局がいかにかこの新制度に対応できるかにかかっているといえよう。フランスにおける保護観察制度の運用状況について、今後も注視していく必要がある。

○暫定的結論

本研究は、各保安処分の対象者別効果を測定し、総合的再犯予防策の具体化を図ろうとするものである。これまでの研究から、フランス及びドイツをはじめとするヨーロッパ諸国では、刑罰・保安処分二元主義の前提の下、保安処分が多様化（「保安監置」、「移動型テレビ監視」、「強制入院」、「社会内司法監督」等）し、これらの保安処分が刑罰と併科される方向（「択一的二元主義から重疊的二元主義へ」）に傾倒している現状が見て取れる。再犯予防策を具体化するためには、複雑化した保安処分相互の関係、及び、各保安処分の刑事司法における位置づけの解明が不可欠であるが、事後的保安監置のように、純然たる保安処分とみられていた類型に少なからず刑罰的側面が存在すること、他方で、保護観察のように、刑罰執行と密接不可分と考えられる類型に保安処分的側面が存在することが明らかになった。

日本は、建前上、刑罰一元主義を採用している。しかしながら、精神保健福祉法上の措置入院や医療観察法上の指定入院といった、保安的色彩の強い措置も多く、刑罰的措置とされているものの中にも、保安的側面を伴うものもある。

従って、総合的な再犯予防策としては、このような刑罰と保安処分の複合的性質を有する措置も十分に措置されるところであるが、その前提として、二重処罰の禁止、危険性の測定等、それぞれの措置に伴う縛りにも注意を払う必要がある。

さらに、重要なポイントとして、刑罰とは別にさらなる保安処分を観念する場合、莫大なコストがかかり、この点の十分なケアができなければ、制度自体が機能不全に陥るということを看過してはならない。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件/うち国際共著 0件/うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 井上宜裕	4. 巻 86-4
2. 論文標題 少年刑事司法典法律の部を含む二〇一九年九月一日のオールドナンス第二〇一九-九五〇号に関する共和国大統領への報告書	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 1091-1104
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上宜裕	4. 巻 84-4
2. 論文標題 再犯予防及び刑の個別化に関する法案第一四一三号	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 975～990
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 井上宜裕	4. 巻 85-1
2. 論文標題 再犯予防及び刑の個別化に関する法案第一四一三号提案理由書	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 239～250
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件/うち国際学会 0件）

1. 発表者名 井上宜裕
2. 発表標題 フランスにおける保安監置の現状について
3. 学会等名 日本刑法学会九州部会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 赤池一将、石塚伸一、金澤真理、浜井浩一、本庄武、武内謙治、大谷彬矩、中島学、三島聡、相澤育郎、服部朗、丸山泰弘、井上宜裕、水藤昌彦、石田侑矢、佐川友佳子、葛野尋之、松代剛枝、伊藤睦、梅田豊、淵野貴生、中川孝博、田淵浩二、豊崎七絵、緑大輔、吉村真性、斎藤司、新屋達之、高平奇恵、古川原明子、玄守道、金尚均	4. 発行年 2022年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 668
3. 書名 刑事司法と社会的援助の交錯	

1. 著者名 浅田和茂、稗田雅洋、安原浩、菊池則明、豊田兼彦、照沼亮介、飯島暢、高橋直哉、市川啓、富川雅満、松澤伸、井上宜裕	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 282
3. 書名 刑事法の理論と実務2	

1. 著者名 土井政和、水藤昌彦、森久智江、相澤育郎、正木祐史、木下大生、本庄武、中村悠人、金澤真理、淵野貴生、高平奇恵、原田和明、朴 姫淑、高橋有紀、安田恵美、丸山泰弘、武内謙治、井上宜裕、石田侑矢、田中祥之、前田忠弘、西原有希、崔鍾植、大塚英理子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 現代人文社	5. 総ページ数 516
3. 書名 「司法と福祉の連携」の展開と課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------